

第100回定時株主総会招集ご通知 交付書面への記載を省略した事項

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

- ◆ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ◆ 会社の支配に関する基本方針
- ◆ 連結株主資本等変動計算書
- ◆ 連結注記表
- ◆ 貸借対照表
- ◆ 損益計算書
- ◆ 株主資本等変動計算書
- ◆ 個別注記表
- ◆ 計算書類に係る会計監査人の監査報告

株式会社 ニッチツ

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社が、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人は、当社グループ共通の行動規範として別途制定した「企業理念」及び「行動規準」を企業行動の原点と認識の上、職務を執行する。

- ・内部統制システムの整備、推進を図るため、当社取締役及び管理本部総務部長並びに子会社社長をもって構成し、当社取締役社長を委員長とする「内部統制推進委員会」を設け、同委員会の下に財務報告統制、コンプライアンス及びリスク管理の三部会を設置する。

- ・内部統制推進委員会の事務局長は管理本部長または委員等の中から委員長が指名する者が兼任するものとし、必要に応じ委員会の開催を取締役社長の指揮の下、司る。

- ・内部統制推進委員会委員長は、各本部及び各グループ会社に「内部統制管理責任者」に任命した役職員を置き、当該本部またはグループ会社の構成員が日常業務の中で内部統制に係る意識向上並びにその遵守を徹底するよう努めさせる。

- ・当社グループにおけるコンプライアンスの徹底を図ることを目的に、ニッチツグループ・コンプライアンス規程を制定し、同規程に反社会的勢力との関係排除にグループを挙げて取り組む旨を明記するとともに、同勢力との関係排除のための体制を整備する。

- ・法令違反行為等の防止等を目的に、「内部通報規程」を制定し、その窓口として「コンプライアンス部会」の下、「ホットライン委員会」を設置する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報その他重要情報については、別途定める文書取扱規程に基づき、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存、管理する。

- ・株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録及び内部統制推進委員会議事録の作成、保存、管理並びに管理本部長または社長が関与する稟議書の保存、管理は、管理本部総務部の所管とする。また、取締役は常時、これらの文書等を閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、保安規程、安全衛生管理規程、販売管理規程、購買管理規程、債権管理規程等を遵守の上、所管する本部内のあらゆるリスクに対する管理責任を負う。

- ・当社グループにおけるリスク管理の徹底を図ることを目的に、内部統制推進委員会の下にリスク管理部会を設置し、同部会を中心にリスク管理に係る諸問題について適時適切に対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、その事業遂行に当たり事業本部制を採用するが、毎年度当初には、事業本部毎の予算策定を行い、以降、経営会議等において四半期毎にこれをレビューするほか、取締役会規則に基づき定期的に、また必要に応じ臨時に取締役会を開催し、経営の健全性及び効率性の双方を担保するため、法令、定款及び取締役会規則に定める重要事項の審議、報告を行う。

- ・当社は、取締役会の決議に基づき重要な業務執行の決定の一部を取締役社長に委任するとともに、取締役社長の意思決定の支援を行うことも目的として、取締役のほか執行役員等も参加する経営会議を設置している。同会議は取締役会決議事項及び取締役社長決裁事項のうちそれぞれ所要のものについて事前に協議するとともに、全社的に情報を共有すべき事項について討議、意見交換を行い、効率向上のための情報共有化等を心がける。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ構成員は、グループ共通の行動規範として定めた「企業理念」、「行動規準」に基づき、「ニッチツグループ・コンプライアンス規程」、「関係会社管理指針」等諸規程に従い、業務を執行する。

- ・グループ会社は、毎年度当初に、会社毎の予算策定を行い、各代表者は、予算会議並びに経営会議等における四半期毎のレビューに参加し、予算並びに業務執行状況の報告を行う。

- ・グループ会社の役員（取締役、監査役）には、当社役職員も就任し、グループ全体として適正な業務運営が執行されるよう監視できる体制とする。

- ・当社の内部監査部門である管理本部は、当社監査等委員会及び会計監査人と連携し、各本部及びグループ会社の監査を行う。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助すべき者には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員が協議の上、適任と認められる取締役（監査等委員である取締役を除く。）もしくは管理本部経営管理部、総務部または財務経理部の職員を配置する。

⑦ 前号の取締役及び使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・前号の監査等委員会の職務を補助する者が、監査等委員会から補助すべき業務についての指定を受けた場合においては、当該業務の遂行に関し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令は及ばない。なお、監査等委員の補助を行う使用人の人事に関する事項については、監査等委員会の意見を尊重する。

⑧ 取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人等は、定期的または必要に応じて取締役会のほか、経営会

議、予算会議等の重要会議を通じて担当業務の報告を行うとともに、グループのコンプライアンス及びリスクに係る情報については、監査等委員も構成員である「内部統制推進委員会」に報告を行う。また、「稟議規程」に基づき管理本部長または社長が関与する稟議書については、その全てを監査等委員会に回覧する。

- ・使用人は、当社グループ内において法令違反行為等が行われ、または行われようとしていることを知ったときは、直ちに当該法令違反行為等の内容等を報告する。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・当社及び当社グループ各社は、前号の法令違反行為等の報告をした者に対し、報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査等委員の職務の執行について生ずる費用については、必要に応じ予算措置を講じ、支払の請求があったときは、法令に従い適切に処理する。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査等委員会は、必要に応じ適宜各事業本部等を往査するほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人に説明を求めることとし、内部監査部門である管理本部と連携し、また、会計監査人との間で定期的に情報及び意見の交換を行い、その監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとって監査目標の達成を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当事業年度においては内部統制推進委員会を1回開催し、財務報告統制、コンプライアンス、リスク管理について活発な議論、意見交換を行いました。
 - ・グループ役職員を対象にコンプライアンス研修会等を開催し、グループ内コンプライアンス体制及び関連情報の周知徹底、共有や外部講師等を交えての関連テーマの講習を行っております。
 - ・ホットライン委員会については、ポスター掲示によりグループの全従業員に周知を図るとともに、メールや電話での相談・通報も受け付けることとしております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録及び内部統制推進委員会議事録その他取締役の職務の執行に係る各書類については、いずれも法令及び社内規程に則り適切に保存、管理を行っております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク発生の防止及び会社損失の最小化を図ることを目的としてリスク管理規程を整備し、周知を図っております。
 - ・リスク管理を分掌する総務部の主導の下、各本部、各子会社が直面するリスクの棚卸と重要リスクを選定するとともに、重要リスクへの対応計画及びリスク対応策の実施状況と結果について内部統制推進委員会で協議の上、取締役会へ報告を行いました。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は当事業年度において12回開催し、法令及び定款等に定められた事項並びに取締役会規則に定められた事業経営に係る基本的な重要事項を決定するとともに、業務執行取締役から担当業務の執行状況や事業経営課題の解決、改善の進捗状況について報告を受け、取締役の職務執行を監督しております。

- ・経営会議は当事業年度において16回開催し、取締役会決議事項及び取締役社長決裁事項のうちそれぞれの所要のものについて事前に協議するとともに、全社的に情報を共有すべき事項について討議、意見交換を行いました。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・内部監査については、内部監査規程に基づき経営管理部長が年度毎に監査計画を作成し、代表取締役社長の承認を得た上で監査等委員会と適宜、意見交換を行いながら実施しております。また、これらの監査以外にも、IT全般統制も含めた全社的な内部統制について、管理本部総務部及び財務経理部のスタッフが監査等委員会及び会計監査人と緊密な連携を図りつつ、継続的に評価を行っております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助する組織として総務部を置き、同部は監査等委員会の事務局としての役割を担っております。

⑦ 前号の取締役及び使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・総務部のスタッフが監査等委員会の事務局としての業務を行う場合は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立した立場で業務を遂行しております。

⑧ 取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・監査等委員である取締役3名は、当事業年度に開催された取締役会、経営会議、予算会議、内部統制推進委員会に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況等について報告を受けました。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・内部通報規程において、法令違反行為等の報告をした者への不利益取扱いの禁止、他の社員による報復行為を禁止するとともに、報復行為が発生した場合の対応についても明確化しております。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査等委員会の職務の執行によって生ずる費用については予め予算を確保しており、また、予算に登録されていない費用が発生した場合も会社が全て負担しております。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員会は経営管理部長から監査結果に関する報告を受けるとともに、会計監査人との間では、定期的に情報及び意見の交換を行うほか、監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとっております。さらに、監査等委員である取締役は取締役会、経営会議、内部統制推進委員会、予算会議等の重要会議に出席し、適宜意見を述べるとともに、管理本部担当取締役並びに管理本部のスタッフとの間で随時、情報交換会を開催しております。

2. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、特定の者による当社株式の大量取得行為の提案を受け入れるか否かは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであれば、これを否定するものではなく、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると認識しております。

しかし、機械関連事業、資源関連事業、不動産関連事業及び素材関連事業の多角化を通じて、当社グループの収益力向上と安定を図るという当社の経営にあたっては、豊富な経験と見識、顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が必要不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者において、これらに対する理解がない場合には、当社グループの企業価値又は株主共同の利益の確保・向上が妨げられる可能性があります。

当社は、当社株式の大量取得行為が行われる場合、買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大量取得行為が当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響を、株主の皆様にご判断いただくことは困難であると考えます。また、大量取得行為の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保持することができない可能性がある等、当社グループの企業価値の源泉が長期的にみて毀損されるおそれがあるもの、当社グループの企業価値又は株主の皆様の共同利益が損なわれるおそれのあるものも考えられます。

上記の観点から、当社取締役会は、大量取得者に株主の皆様のご判断のための必要かつ十分な情報を提供するように求めたうえ、大量取得者の提案が当社グループの企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討できるようにするとともに、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような者による大量取得行為に対して必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することが、株主の皆様から負託された者の責務であると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

① 企業価値向上への取組み

当社は1950年8月、石炭・金属兼業の鉱業会社としてスタートを切り、過去

の蓄積を活かしながら事業を再構築することで、機械関連事業、資源関連事業、不動産関連事業、素材関連事業で構成されるユニークな企業に成長するとともに、企業価値の源泉を通じて、いつの時代も企業理念に掲げる「高度な産業生産財を提供し、もって、社会の発展に貢献すること」を実現してまいりました。

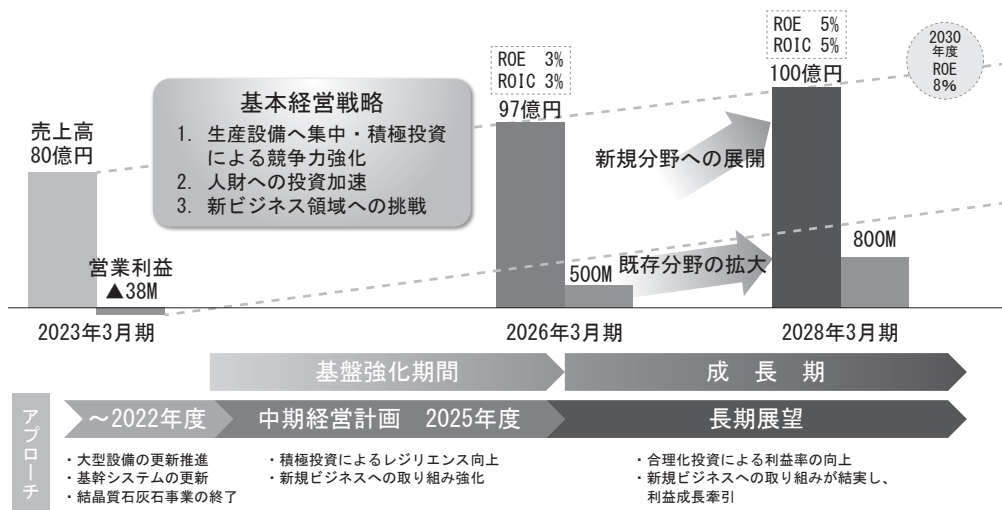
今後の当社における企業価値向上の取組みは次のとおりです。機械関連事業のうち船用機器部門では、工事量の増加及び人員不足に対応し、鋼材の自動加工ラインの新設等生産体制の整備を進めます。産業機器部門では、製鉄関連等の工事獲得に努めるとともに、再生可能エネルギー、環境対策関連等の新規分野での受注獲得を積極的に進めます。資源関連事業（ハイシリカ部門）では、高付加価値製品の需要増に応えるべく生産設備の増強を図るとともに、汎用品については海外生産委託を進めます。また、調達先の多様化による良質な原石の安定調達及び適正在庫水準の確保に努めるとともに、受託加工業務については旺盛な需要に応え引き続き拡大を図ります。素材関連事業のうち耐熱塗料部門では、輸出販売の拡大と新規用途の開拓、ライナテックスでは、新規顧客の開拓と得意の粉体技術を応用できる案件の受注に努めます。

なお、当社は2023年5月、新生ニッチツへと生まれ変わるべく、中期経営計画「シン・ニッチツ2025」を策定いたしました。

「シン・ニッチツ2025」の概要は次のとおりであり、全社一丸となって企業価値向上に着実に取り組んでまいります。

中期経営計画「シン・ニッチツ2025」について
【中期経営計画方針】 ニッチツ企業理念の実現を目指して、積極投資によるレジリエンス向上（現場力強化）と新たなビジネス領域への挑戦（成長事業へのリソース投入）により、将来に向けて経営基盤を再構築し、取引先・地域への貢献および企業価値向上を着実に図っていきます。 【中期経営計画の位置付け】 ○中期経営計画（2023年度～2025年度）は、2027年度ROE 5 %、2030年度ROE 8 %を目指すための基盤強化期間と位置付け ○中期経営計画の目標策定にあたり、市場に対してわかりやすい形で示すこと及び自社の資本コストを意識した計画とすることを目的に、投下資本の収益性指標であるROE及びROICを活用

ニッチツの将来への姿



【人財戦略】

○人財確保への対応強化

- ・若手（新卒）中堅クラスの採用拡大
 - －独身寮、借り上げ社宅制度の整備
 - －採用体制の拡充（HPの改訂）
- ・再雇用制度の充実
- ・外国人従業員の採用拡大

○人財定着への対応

- ・各種資格取得支援の拡充
- ・社員の業績向上に対するインセンティブとなる制度の導入検討

② コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を、経営の最重要課題の一つと認識し、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書をご参照ください。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）

① 本プランの目的

当社は、2021年10月20日開催の取締役会において本プランの導入を決議し、2021年12月23日開催の臨時株主総会の承認並びに2024年5月24日開催の取締役会の決議及び2024年6月27日開催の第99回定時株主総会の承認に基づき、本プランを更新いたしました。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するとともに、当社株式に対する大量取得行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案する、あるいは株主の皆様にかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

② 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量取得行為を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役及び社外の有識者等から構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、2024年6月27日開催の当社第99回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、当該時点において、現に買付等を行っている者又は買付等を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている買付等への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。また、その有効期間の満了前であっても、当社の取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

なお、本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに記載しております、2024年5月24日付「当社株式の大量取得行為に関する対応方針（買収への対応方針）の更新について」

(https://www.nitchitsu.co.jp/wp-content/files_mf/release20240524.pdf)
をご覧ください。

(4) 本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

① 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは当社株券等に対する20%以上の買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。

② 本プランが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、又、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、又、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(イ) 買収防衛策（対応方針）に関する指針等の要件の充足

本プランは、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」や「企業買収における行動指針」の定める三原則を全て充足しております。また、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」やその他の買収防衛策（対応方針）に関する実務・議論、「コーポレートガバナンス・コード」における「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の定めを勘案した内容となっております。

(ロ) 株主意思の重視

本プランは、2021年10月20日開催の取締役会において導入の決議を行った後、直近では2024年6月27日開催の第99回定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て更新されたものであり、株主の皆様のご意思が反映されていること、一定の場合に、本プランの発動の是非について株主の皆様の意思を確認することとしていること等から、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(ハ) 独立性のある社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役及び社外の有識

者等から構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(二) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(ホ) デッドハンド型やスローハンド型の対応方針ではないこと

本プランは、デッドハンド型対応方針（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない対応方針）ではないこと、また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年であり、本プランは、スローハンド型対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）でもありません。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年4月1日残高	1,100,000	811,257	8,275,515	△276,712	9,910,060
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△63,717		△63,717
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			241,946		241,946
自 己 株 式 の 取 得				△23,228	△23,228
自 己 株 式 の 処 分			△143	12,616	12,472
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	178,084	△10,612	167,472
2025年3月31日残高	1,100,000	811,257	8,453,600	△287,325	10,077,532

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	退職給付に 係る 調 整 累 計 額	その他の 包括利益 累計額合計	
2024年4月1日残高	835,486	—	△13,370	822,115	10,732,175
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△63,717
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					241,946
自 己 株 式 の 取 得					△23,228
自 己 株 式 の 処 分					12,472
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	275,383	△30	57,651	333,004	333,004
連結会計年度中の変動額合計	275,383	△30	57,651	333,004	500,476
2025年3月31日残高	1,110,869	△30	44,281	1,155,119	11,232,652

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社…… 3社（東京熱化学工業(株)、三扇機工(株)、(株)ミックス）

②非連結子会社…該当事項はありません。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外 のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
---------------------	--

市場価格のない株式等	移動平均法に基づく原価法
------------	--------------

(ロ) デリバティブ

時価法

(ハ) 棚卸資産

商品・原材料

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

製品・仕掛品

個別法に基づく原価法（一部移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定））

貯蔵品

最終仕入原価法

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却

(ロ) 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(ハ) 長期前払費用

定額法

③重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(ハ) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(ニ) 工事損失引当金

工事契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における工事契約に係る損失見込額を計上しております。

(ホ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、連結子会社の一部は内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(ヘ) 役員株式給付引当金

取締役への当社株式の給付に備えるため、役員株式給付規程に基づく当連結会計年度末に負担すべき交付見込額を計上しております。

(ト) 環境安全対策引当金

保管するPCB廃棄物等の処理費用の支出に備えるため、当連結会計年度末における処理費用見込額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤収益及び費用の計上基準

当社グループの「機械関連事業」、「資源関連事業」、「素材関連事業」では、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転することにより、履行義務を充足した時に又は充足するにつれて、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、「機械関連事業」、「資源関連事業」、「不動産関連事業」及び「素材関連事業」の4つを主な事業としております。「機械関連事業」、「資源関連事業」、「素材関連事業」については約束した財又はサービスの支配が顧客に移転することにより、履行義務を充足した時に又は充足するにつれて、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、一部の商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

⑥重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑦重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を充たしている場合は特例処理を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

繰延税金資産

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 183,112千円（繰延税金負債控除前）

②会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、連結計算書類と税務上の資産、負債の金額に相違が発生する場合、将来減算一時差異及び繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の認識は、課税所得が生ずる可能性の判断において、事業計画に基づいて合理的に見積りを算定しております。

課税所得は、経営者により承認された将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画において、売上高の増減及び粗利率の改善に関して重要な仮定に基づいております。これらの重要な仮定は、将来の経済状況等に影響を受けるため、重要な仮定が変動した場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高

顧客との契約から生じた債権（注） 1,877,980千円

契約資産（注） 266,734千円

（注）顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、連結貸借対照表のうち「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれております。

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

有形固定資産 2,795,169千円

②担保に係る債務

短期借入金 300,000千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 13,122,317千円

- (4) 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から直接減額した額
圧縮記帳累計額 329,161千円

5. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	2,130,000株
------	------------

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2024年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	31,942千円
1株当たり配当額	15円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当金2,359千円が含まれております。

2024年11月11日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	31,775千円
1株当たり配当額	15円
基準日	2024年9月30日
効力発生日	2024年12月2日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当金2,302千円が含まれております。

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2025年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議予定であります。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	42,365千円
1株当たり配当額	20円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月30日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当金3,070千円が含まれております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、原則として短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入により行っております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

外貨建の債務の一部については、為替予約取引による為替変動リスクの低減を図っております。また、借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブ取引は取引権限等を定めた社内規程に基づき、管理本部による事前審査等を経て、社長等の決裁により実行しており、あわせて取引残高・損益状況について経営会議に定期的に報告することとしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額111,608千円）は、次表には含まれておりません。また、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品は、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (※1)	時 価 (※1)	差 額
投資有価証券 その他有価証券	2,436,235	2,436,235	—
長期借入金 (※2)	(92,200)	(91,079)	1,121
デリバティブ取引	(44)	(44)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金32,200千円を含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,420,793	100	—	2,420,893
投資信託	—	15,341	—	15,341
デリバティブ取引				
通貨関連	—	(44)	—	(44)
資産計	2,420,793	15,397	—	2,436,190

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	91,079	—	91,079
負債計	—	91,079	—	91,079

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。店頭売買株式は、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。投資信託は、取引金融機関から提示された基準価額により評価しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都に賃貸オフィスビル（土地を含む。）、北海道や埼玉県、長崎県などに遊休不動産（遊休土地）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額	時 価
2,519,069	3,051,122

（注） 当連結会計年度末の時価は、賃貸オフィスビルについては社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、遊休不動産については路線価等に基づく金額であります。

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

収益認識の時期別及び事業別に分解した金額は、以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	機械関連 事業	資源関連 事業	不動産関連 事業	素材関連 事業	合計
一時点で移転される財	5,613,413	2,062,397	—	1,125,119	8,800,930
一定の期間にわたり移転 される財	909,823	—	—	—	909,823
顧客との契約から生じる収益	6,523,236	2,062,397	—	1,125,119	9,710,754
その他の収益	—	—	140,162	—	140,162
外部顧客への売上高	6,523,236	2,062,397	140,162	1,125,119	9,850,916

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

会計方針に関する事項「1. (3) 会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主に請負契約等により進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に売上債権へ振替えられます。

契約資産の残高は、「4. 連結貸借対照表に関する注記 (1)顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高」に記載のとおりであります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 5,717円08銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 122円91銭 |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託制度における信託が保有する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、控除する当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度153,500株であります。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めており、控除する当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度153,792株であります。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,704,095	流 動 負 債	2,915,393
現 金 及 び 預 金	2,254,694	支 払 手 形	4,587
受 取 手 形	439,674	買 掛 金	581,370
電 子 記 録 債 権	738,068	短 期 借 入 金	1,122,200
売 掛 金	1,431,488	未 払 金	367,401
商 品 及 び 製 品	174,470	未 払 費 用	656,891
仕 掛 品	1,036,372	未 払 法 人 税 等	33,020
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	305,825	前 受 り 金	13,165
前 払 費 用	25,503	預 り 金	13,989
未 収 入 金	287,141	賞 与 引 当 金	71,026
そ の 他	11,144	受 注 損 失 引 当 金	48,492
貸 倒 引 当 金	△ 290	環 境 安 全 対 策 引 当 金	3,205
固 定 資 産	8,660,839	そ の 他	44
有 形 固 定 資 産	5,813,196	固 定 負 債	1,750,573
建 物	1,624,113	長 期 借 入 金	60,000
構 築 物	391,371	繰 延 税 金 負 債	864,608
機 械 装 置	1,142,668	退 職 給 付 引 当 金	637,382
車 輛 運 搬 具	8,002	役 員 株 式 給 付 引 当 金	60,243
工 具 器 具 備 品	53,915	資 産 除 去 債 務	17,749
鉱 業 用 地	4,884	受 入 保 証 金	110,514
一 般 用 地	2,330,198	そ の 他	76
建 設 仮 勘 定	258,042	負 債 合 計	4,665,967
無 形 固 定 資 産	44,430		
諸 権 利	2,992	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	38,438	株 主 資 本	9,626,977
そ の 他	3,000	資 本 金	1,100,000
投資その他の資産	2,803,212	資 本 剰 余 金	793,273
投 資 有 価 証 券	2,430,407	資 本 準 備 金	793,273
関 係 会 社 株 式	284,640	利 益 剰 余 金	8,021,029
出 資 金	28	利 益 準 備 金	275,000
長 期 前 払 費 用	16,418	そ の 他 利 益 剰 余 金	7,746,029
そ の 他	73,400	圧 縮 記 帳 積 立 金	1,208,794
貸 倒 引 当 金	△ 1,682	特 別 償 却 準 備 金	48,999
資 産 合 計	15,364,934	別 途 積 立 金	6,213,790
		繰 越 利 益 剰 余 金	274,445
		自 己 株 式	△ 287,325
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,071,989
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,072,020
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 30
		純 資 産 合 計	10,698,967
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,364,934

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		8,771,110
売上原価		7,823,836
売上総利益		947,274
販売費及び一般管理費		724,260
営業利益		223,013
営業外収益		133,984
受取利息配当金	70,977	
その他	63,006	
営業外費用		
支払利息	12,523	168,981
その他	156,457	
経常利益		188,016
特別利益		137,443
固定資産売却益	7,393	
投資有価証券売却益	130,050	
特別損失		
固定資産処分損	51,442	
その他	2,826	54,268
税引前当期純利益		271,191
法人税、住民税及び事業税	53,061	47,322
法人税等調整額	△ 5,738	
当期純利益		223,868

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金					
		資本準備金	利益準備金	圧縮記帳 積立金	特別償却 準備金	その他利益剰余金 別 途 繰越利益 積立金 剰余金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計
2024年4月1日残高	1,100,000	793,273	275,000	1,232,916	52,419	6,213,790	86,896	7,861,022
事業年度中の変動額								
特別償却準備金の積立					9,822		△9,822	—
圧縮記帳積立金の取崩				△24,121			24,121	—
特別償却準備金の取崩					△13,242		13,242	—
剰 余 金 の 配 当							△63,717	△63,717
当 期 純 利 益							223,868	223,868
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分							△143	△143
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△24,121	△3,420	—	187,548	160,007
2025年3月31日残高	1,100,000	793,273	275,000	1,208,794	48,999	6,213,790	274,445	8,021,029

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価 証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
2024年4月1日残高	△ 276,712	9,477,583	793,102	—	793,102		10,270,685
事業年度中の変動額							
特別償却準備金の積立		—					—
圧縮記帳積立金の取崩		—					—
特別償却準備金の取崩		—					—
剰 余 金 の 配 当		△63,717					△63,717
当 期 純 利 益		223,868					223,868
自 己 株 式 の 取 得	△23,228	△23,228					△23,228
自 己 株 式 の 処 分	12,616	12,472					12,472
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			278,918	△30	278,887		278,887
事業年度中の変動額合計	△10,612	149,394	278,918	△30	278,887		428,282
2025年3月31日残高	△287,325	9,626,977	1,072,020	△30	1,071,989		10,698,967

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
のもの

市場価格のない株式等 移動平均法に基づく原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①商品・原材料 移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②製品・仕掛品 個別法に基づく原価法（一部移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定））

③貯蔵品 最終仕入原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却

②無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③長期前払費用

定額法

(5) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

④工事損失引当金

工事契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における工事契約に係る損失見込額を計上しております。

⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

⑥役員株式給付引当金

取締役への当社株式の給付に備えるため、役員株式給付規程に基づく当事業年度末に負担すべき交付見込額を計上しております。

⑦環境安全対策引当金

保管するPCB廃棄物等の処理費用の支出に備えるため、当事業年度末における処理費用見込額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転することにより、履行義務を充足した時に又は充足するにつれて、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社は、「機械関連事業」、「資源関連事業」及び「不動産関連事業」の3つを主な事業としております。「機械関連事業」、「資源関連事業」については約束した財又はサービスの支配が顧客に移転することにより、履行義務を充足した時に又は充足するにつれて、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、一部の商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(7) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を充たしている場合は特例処理を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

繰延税金資産

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 156,814千円（繰延税金負債控除前）

②会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、計算書類と税務上の資産、負債の金額に相違が発生する場合、将来減算一時差異及び繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の認識は、課税所得が生ずる可能性の判断において、事業計画に基づいて合理的に見積りを算定しております。

課税所得は、経営者により承認された将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画において、売上高の増減及び粗利率の改善に関して重要な仮定に基づいております。これらの重要な仮定は、将来の経済状況等に影響を受けるため、重要な仮定が変動した場合、翌事業年度以降の計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

有形固定資産 2,795,169千円

②担保に係る債務

短期借入金 300,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 12,669,317千円

(3) 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から直接減額した額

圧縮記帳累計額 328,755千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権

43千円

短期金銭債務

11,979千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高等 89,656千円

仕入高等 31,680千円

営業取引以外の取引高 17,280千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度 末の株式数（株）
普通株式（注）	157,802	15,103	7,659	165,246

- （注） 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加15,103株は、単元未満株式の買取4株、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度導入による取得等15,099株によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少7,659株は、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）から対象者への株式給付等3,800株および従業員持株会への抛出3,859株によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の当事業年度末株式数には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する株式153,500株が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	200,511 千円
繰越欠損金	85,135
減価償却費損金算入限度超過額	75,773
土地減損損失	61,945
棚卸資産	39,061
投資有価証券評価損	34,246
賞与引当金	21,733
役員株式給付引当金	18,976
受注損失引当金	14,838
未払費用	9,069
未払事業税	6,041
資産除去債務	5,586
敷金償却	4,835
その他	1,923
繰延税金資産小計	579,680
評価性引当額	△ 422,865
繰延税金資産合計	156,814
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	△ 555,713
その他有価証券評価差額金	△ 443,239
特別償却準備金	△ 22,259
その他	△ 209
繰延税金負債合計	△ 1,021,423
繰延税金負債の純額	△ 864,608

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 5,445円45銭

(2) 1株当たり当期純利益 113円72銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託制度における信託が保有する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、控除する当該自己株式の期末株式数は、当事業年度153,500株であります。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めており、控除する当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度153,792株であります。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月19日

株式会社ニッチツ

取締役会 御 中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 土 居 一 彦

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 上 西 貴 之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニッチツの2024年4月1日から2025年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上